

平成30年度

「ちばの木で住まいづくり支援事業」  
補助金申込・申請等の案内書（後期募集）

申込期間 平成30年9月18日～10月5日

後期募集予定棟数 13棟



ちばの木認証センター

（事務局：一般社団法人 千葉県木材振興協会）

〒283-0823 東金市山田800番地

電話：0475-53-2611

FAX：0475-53-2000

E-mail：[mokusinky@gmail.com](mailto:mokusinky@gmail.com)

木振協ホームページ：<http://www.wood-chiba.jp/>

認証センターホームページ：<http://www.chibanoki.com/>

## 「ちばの木で住まいづくり支援事業」（後期募集）の概要

### 1 事業の目的

千葉県産木材の利用を木造住宅に拡大することにより、「伐って・使って・植えて・育てる」の森林の循環利用を進め、森林の健全な育成と県土の保全に資することを目的とする。

### 2 補助対象

県内に居住するために建築する新築の一戸建て木造住宅であること。ただし、別荘等、日常的居住を目的としない住宅は交付対象としない。

### 3 補助要件

- (1) 建築に使用する木材材積全体量に対して、ちばの木(県産木材)を利用する割合が50パーセント以上、又は、ちばの木の材積が住宅の延べ床面積1平方メートル当たり0.1立方メートル以上であること。
- (2) 施工者又は設計者が「ちばの木の家づくり推奨店」として認定されていること。
- (3) 事業実施年度の2月10日までに棟上げが完了していること。

### 4 補助金額

補助金の額は、木材購入に要する経費の4分の1以内とし、1申請物件当たり25万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

### 5 木材購入経費の算出

**1立方メートル当たり5万1千円として、総木材使用量に乗じて木材購入経費を算出する、**

### 6 申込期間等

- (1) 後期募集については、9月18日から10月5日までとする。
- (2) 申込者が後期予定棟数の13棟を超えた場合は、抽選により決定するが、契約済みの物件については、補助金利用予定者として優先的に登録する。
- (3) 申込者が前期予定戸数に達しない場合は、随時、申込みを受け付けますが、予定戸数に達した時点で終了とする。

### 7 申込方法等

別紙の申込書を郵送又は持参してください。

## 8 申込書等の提出先

〒283-0823

東金市山田800番地

ちばの木認証センター(千葉県木材振興協会内)

## 9 その他

- (1) 他の補助金との併用は可能です。但し、補助金の内容によります。なお、地域型住宅グリーン化事業の地域材の加算とは併用できません。
- (2) 県産材の確認については、ちばの木認証センターが運用している「ちばの木認証制度」により発行された「販売管理票A」により確認しますので、その書類の添付が必要となります。(ちばの木取扱事業者からの県産木材の納入が条件となります。)
- (3) 補助金利用に際して、次の事項に対して協力をするものとする。
  - ① 建築現場に「県産木材を使用している住宅であることを表示するように努めること。
  - ② 補助対象住宅の写真撮影、ホームページ等での写真使用及び現地見学会等への開催について協力すること。
  - ③ その他、アンケート等の実施に協力すること。

## 「ちばの木で住まいづくり支援事業」補助金の流れ

	申込者	ちばの木認証センター
9月18日 ～ 10月5日	別紙による申込み ⇒ (施主さんが提出)	10月5日締切り 後期予定棟数13棟以上の場合は、抽選となる(契約済み物件は優先)。それ以降は、随時、受付けする。
10月  ～  2月	補助金交付申請書(様式1号)の提出 上棟の原則10日前まで⇒  上棟後、木材が目視できる段階で連絡する ⇒  建築現場での受検 ⇔  木材使用量の確定後、実績報告書の提出(様式5号) ⇒  補助金請求書の提出(様式6号) ⇒  HPへの掲載等の協力 ⇒	← 利用予定者登録通知  ← 補助金交付決定通知(様式7号)  ← 確認検査実施通知書(様式9号)  ← 現場検査の実施 ← 検査実施結果通知書(様式10号)  実績報告書の審査 ← 補助額の確定通知書(様式11号)  ← 補助金の指定口座への振込  ※2月10日までに、上棟が完了すること。

別 紙

ちばの木で住まいづくり支援事業補助金利用申込書

平成 年 月 日

ちばの木認証センター 会長 様

【申請者】 住 所 (〒 - )

ふり がな  
氏 名



電 話

ちばの木で住まいづくり支援事業補助金を利用したいので、下記のとおり申し込みをします。

記

1 住宅等の概要

建築（施工）場所	
住 宅 の 構 造	
延 床 面 積	
設計又は施工業者 業 者 名 代 表 者 名 所 在 地 認 定 番 号 連 絡 先 担 当 者 名	ちばの木の家づくり推奨店認定番号： 号 電話： FAX：
契 約 日 （ 予 定 ）	※申込み時点で契約済の物件は、契約書写しを添付
上 棟 予 定 日	
竣 工 予 定 日	
他の補助金の状況	有 ・ 無 補助金等の名称：
納 入 木 材 業 者 （ 予 定 ）	木材業者名： ちばの木取扱事業者認定番号：ちばの木 号 木材業者名： ちばの木取扱事業者認定番号：ちばの木 号

2 添付書類

本人確認書（運転免許証等）

現地案内図

## ちばの木で住まいづくり支援事業補助金交付要綱（ちばの木認証センター）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、「ちばの木で住まいづくり支援事業補助金」を活用し、県産材の利用促進と森林の健全な育成を図るため、県産木材を一定割合以上に使用した木造住宅を建築した建築主に対し、予算の範囲内において、当該木造住宅建築の木材購入に要する経費の一部を補助することについて、「ちばの木認証センター」（以下、「認証センター」という。）が、補助金交付申請者に補助金を交付するに当たり、必要な事項を定めたものである。

### （定義）

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- （1）「ちばの木」とは、「ちばの木認定要領」（平成18年10月16日制定、平成27年2月5日最終改正）第2の定義の（1）ちばの木の項により定義されたものをいう。
- （2）「ちばの木認証制度」とは、「ちばの木認証センター」（事務局：一般社団法人千葉県木材振興協会）が運営する「ちばの木認証要領」に基づく木材の合法性並びに産地の証明制度をいう。
- （3）「ちばの木取扱事業者」とは、「ちばの木認定要領」第5の2により「ちばの木取扱事業者認定証」が交付されて有効期限内にある事業者をいう。
- （4）「ちばの木の家づくり推奨店」とは、「ちばの木の家づくり推奨店認定制度実施要領」（平成22年6月10日制定）第6により認定証が交付されて有効期限内にある事業者をいう。

### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、住宅の新築工事とし、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- （1） 県内に居住するために建築する新築の一戸建て木造住宅（別荘等、日常的居住を目的としない住宅を除く。）であること。
- （2） 建築に使用する木材材積全体量に対して、ちばの木を利用する割合が50パーセント以上、又は、ちばの木の材積が住宅の延べ床面積1平方メートル当たり0.1立方メートル以上であること。
- （3） 建築の設計業者又は施工業者が「ちばの木の家づくり推奨店」であること。
- （4） 事業実施年度の2月10日までに棟上げが完了していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、木材購入に要する経費の4分の1以内とし、1申請物件当たり25万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請及び補助金交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に別表第1に掲げる書類を添付し、住宅が上棟する日の10日前までに認証センターに提出するものとする。

2 認証センターは、前項の申請書が提出された時は、その内容を審査し、適当と認めた時は、補助金の交付決定をするとともに、補助金交付決定通知書(別記様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 申請者は、申請内容のうち、次の各号の内容に変更が生じた場合は、補助金変更交付申請書(別記様式第4号)を速やかに認証センターに提出するものとする。

- 一 補助金交付決定額(木材使用量の減に伴う補助金交付額の変更)
- 二 上棟日及び施工完了日が大幅に遅れる場合
- 三 施工業者(ちばの木の家づくり推奨店)
- 四 その他認証センターが必要と認める場合

2 認証センターは、前項の変更申請書が提出された時は、その内容を審査し、適当と認めた時は、補助金変更交付決定通知書(別記様式第8号)を当該申請者に通知するものとする。

(確認検査)

第7条 申請者は、上棟が終わった後、ちばの木の確認が目視できる段階において、必要書類等を準備のうえ、認証センターに連絡するものとする。

(※ 施工業者等は、確認検査が終了するまでは、使用木材が確認できるよう協力すること。)

2 認証センターは、申請者、施工業者等と日程を調整のうえ、「ちばの木で住まいづくり支援事業確認検査実施通知書」(別紙様式第9号)を送付するものとする。

3 認証センターは、検査終了後、「ちばの木で住まいづくり支援事業確認検査実施結果通知書」(別記様式第10号)を送付するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、確認検査が終了し、補助金に係る木材使用量が確定した後、実績報告書（別記様式第5号）に別表第2に掲げる書類を添付し、認証センターに提出するものとする。

(額の確定及び補助金の支払い)

第9条 認証センターは、前条の報告書が提出された時は、その内容について審査し、適当と認めた時は、その額を確定するとともに補助金額の確定通知書（別記様式第11号）により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の額の確定通知書を受領した時は、補助金支払請求書（別記様式第6号）を認証センターに提出するものとする。

3 認証センターは、前項の請求書があった場合は、申請者に補助金を支払うものとする。

(補助金交付の取消し等)

第10条 認証センターは、申請者が本要綱に違反した時、または虚偽の事項を記載するなど、補助金の交付に関して不正な行為があった時は、補助金の交付決定の取消しや、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(普及啓発への協力)

第11条 申請者は、ちばの木の普及啓発を目的とした、補助対象住宅の情報等に関係するホームページ等に掲載することに協力するとともに、建築現場での表示や写真撮影、現地見学会等の開催にも協力するように努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、千葉県と協議のうえ認証センターが別途定めるものとする。補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。



(別表 1)

補助金交付申請書に添付する書類

- 1 補助金交付申請書 (様式第 1 号)・・・原則として申請者本人が作成する。  
(※ 委任の場合は、受託者が作成)
- 2 委任状 (様式第 2 号)・・・委任状により代理申請が可能。
- 3 木材使用量計算書 (木拾い表) (様式第 3 号)・・・ちばの木取扱事業者等が作成。
- 4 現地案内図・各階平面図
- 5 建築確認済証の写し又は建築工事着工届の控えの写し
- 6 建築工事請負契約書の写し
- 7 その他、認証センターが必要と認める書類

(別表 2)

実績報告書に添付する書類

- 1 実績報告書 (様式第 5 号)・・・原則として申請者本人が作成する。  
(※ 委任の場合は、受託者が作成)
- 2 委任状 (様式第 2 号)・・・申請時に提出の場合は、省略できる。
- 3 木材使用量計算書 (木拾い表) (様式第 3 号)・・・ちばの木取扱事業者等が作成。
- 4 確認検査結果通知書 (様式第 10 号) (写し)
- 5 「ちばの木販売管理表 (A)」・・・当該工事で実際に使用した「ちばの木」について証明する。(確認検査時に提出した場合は、省略できる。)
- 6 その他、認証センターが必要と認める書類

別記様式第1号（第5条）

ちばの木で住まいづくり支援事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

ちばの木認証センター 会長 様

【申請者】 住 所（〒 - ）

ふりがな  
氏 名



電 話

ちばの木で住まいづくり支援事業補助金を利用したいので、「ちばの木で住まいづくり支援事業交付要綱」第5条の規定により申請します。

記

1 住宅等の概要

建築（施工）場所	
住 宅 の 構 造	
延 床 面 積	
設計又は施工業者 業 者 名 代 表 者 名 所 在 地 認 定 番 号 連 絡 先 担 当 者 名	ちばの木の家づくり推奨店認定番号： 号 電話： FAX：
契約日（予定日）	
上 棟 予 定 日	
竣 工 予 定 日	
他の補助金の状況	有 ・ 無 補助金等の名称：
納 入 木 材 業 者 (予定)	木材業者名： ちばの木取扱事業者認定番号：ちばの木 号 木材業者名： ちばの木取扱事業者認定番号：ちばの木 号

2 木材利用予定量等

木材の使用量を積上げにより算定する場合

区 分	① 県産木材	② その他の木材	③ 合 計
木 材 使 用 量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
県産木材使用割合 ①/③×100	_____ % (補助交付条件：50%以上)		

木材の全体使用量を延床面積から算定する場合（県産木材は積上げによる）

区 分	A 県産木材	B 延床面積	C 全木材使用量 (B×0.2)
木 材 使 用 量	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>
県産木材使用割合 A/C×100	_____ % (補助交付条件：50%以上)		

3 補助金申請額

補助金額 (A×1/4)	木材購入経費 (A)
金 _____ 円  (千円未満は切り捨て)	1 見積等による証明 総額 _____ 円  又は 2 全体木材使用量 _____ m <sup>3</sup> × (県決定価格) 51,000 円 / m <sup>3</sup> = 総額 _____ 円

4 添付書類

- 委任状（様式第2号）代理申請の場合       木材使用量計算書（様式第3号）
- 現地案内図・各階平面図
- 建築確認済証の写し又は建築工事届の写し
- 建築工事請負契約書の写し
- その他

様式第2号

委 任 状

平成 年 月 日

ちばの木認証センター 会 長 様

【申請者】 住 所 (〒            ー            )

ふり がな  
氏 名



電 話

私は、下記の者に（補助金交付申請書・実績報告書）の手続きを委任します。

記

1 受任者

名 称 : (ちばの木の家づくり推奨店認定番号 :            )

\_\_\_\_\_

代表者 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_

担 当 : \_\_\_\_\_

木材使用量計算書（木拾い表）

平成 年 月 日

【申請者】

（住 所）

（氏 名）

様

【作成者】 名 称

代表者

⑨

所在地

電 話

（ちばの木の家づくり推奨店又はちばの木取扱事業者認定番号）

第 号

第 号

（補助金交付申請書・実績報告書）の対象建築物に係る木材使用量については、下記のとおりです。

記

1 認証対象建築物の所在地

2 木材使用量の明細

（別 紙）木材使用量計算書（木拾い表）のとおり



様式第4号（第6条）

ちばの木で住まいづくり支援事業補助金変更交付申請書

平成 年 月 日

ちばの木認証センター 会長様

【申請者】住所（〒 - ）

ふりがな  
氏名

印

電話

ちばの木で住まいづくり支援事業補助金を利用したいので、「ちばの木で住まいづくり支援事業交付要綱」第6条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

- ① 変更事項
- ② 申請書の内容
- ③ 変更後の内容

2 変更の理由

<注意事項>

- ・変更交付申請書を提出する必要がある場合は次のとおりです。
  - ①補助金交付決定額（木材使用量の減に伴う補助金交付額の変更）
  - ②上棟日及び施工完了日が大幅に遅れる場合
  - ③施工業者（ちばの木の家づくり推奨店）
  - ④その他認証センターが必要と認める場合  
（変更内容がわかる書類等を添付してください。）





2 木材利用量等

木材の使用量を積上げにより算定した場合

区 分	①県産木材	②その他の木材	③合 計
木 材 使 用 量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
県産木材使用割合 ①/③×100	_____ % (補助交付条件：50%以上)		

木材の全体使用量を延床面積から算定した場合（県産木材は積上げによる）

区 分	A 県産木材	B 延床面積	C 全木材使用量 (B×0.2)
木 材 使 用 量	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>
県産木材使用割合 A/C×100	_____ % (補助交付条件：50%以上)		

3 補助金申請額

補助金額 (A×1/4)	木材購入経費 (A)
金 _____ 円  (千円未満は切り捨て)	1 伝票等による証明 総額 _____ 円  又は 2 全体木材使用量 _____ m <sup>3</sup> × (県決定価格) 51,000 円 / m <sup>3</sup> = 総額 _____ 円

4 添付書類

委任状（様式第2号）代理申請の場合 補助金申請時に提出済の場合は省略できる。

木材使用量計算書（様式第3号）

確認検査結果通知書（様式第10号）の写し

千葉県産材等を証明する「ちばの木販売管理票A」の写し

その他

様式第6号（第9条）

ちばの木で住まいづくり支援事業補助金請求書

平成 年 月 日

ちばの木認証センター 会長 様

【申請者】住所（〒 - ）

ふりがな  
氏名

印

電話

平成 年 月 日付けで額の確定通知のあったこのことについて、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店・支所
口座の種類	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

<注意事項> 振込先は申請者名義のものとしします。

(様式第7号) (第5条)

ちばの木で住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書

【申請者】住 所 (〒            -            )

氏 名

電 話

整理番号

平成    年    月    日付けで提出のあった「ちばの木で住まいづくり支援事業補助金交付要綱」第5条第1項の規定に基づく交付申請書については、同上第2項の規定により審査したところ適当と認められるので、下記のとおり決定します。

平成    年    月    日

ちばの木認証センター  
会 長 ○○ ○○

記

- 1 本補助金の交付の対象となる事業は、平成    年    月    日付けであなたが申請書に記載された内容のとおりとします。
- 2 補助に係る内容及び補助金の額は次のとおりです。
  - ①整理番号
  - ②補助金交付決定額
  - ③上棟予定日
  - ④竣工予定日
- 3 上棟が終わった後、千葉県産材の確認が目視できる段階までに、ちばの木販売管理票等を準備し、現地にて確認検査を受け、合格した場合は、速やかに「ちばの木で住まいづくり支援事業実績報告書」(様式第5号)を提出してください。
- 4 以下の内容に変更が生じた場合は、速やかに「ちばの木で住まいづくり支援事業変更交付申請書」(様式第4号)を提出してください。
  - ① 補助金交付決定額(木材使用量の減に伴う補助金交付額の変更)
  - ② 上棟日及び施工完了日が大幅に遅れる場合
  - ③ 施工業者(ちばの木の家づくり推奨店)
  - ④ その他認証センターが必要と認める場合  
(変更内容がわかる書類等を添付してください。)

<注意事項>

- 「ちばの木で住まいづくり支援事業補助金交付要綱」に違反したり、補助金の交付に関して不正があった場合は、補助金の一部または全部を返還していただく必要があります。
- 本補助金の交付は、当該住宅の性能を担保するものではありません。



(様式第9号) (第7条)

ちばの木で住まいづくり支援事業確認検査実施通知書

平成 年 月 日

【申請者】

(住 所)

(氏 名)

様

ちばの木認証センター

会長 ○○ ○○

あなたから連絡のあった確認検査を下記のとおり実施します。

記

1 検査実施日

平成 年 月 日 ( )

2 確認検査者

ちばの木認証センター

3 実施の際の諸注意

- ① 検査には、施工業者の担当者等（現場がわかる人）が必ず立ち会ってください。
- ② 検査の際には、木材の使用状況がわかる資料（木拾い表・工事現場写真・販売管理票等）を事前に準備してください。

(様式第10号) (第7条)

ちばの木で住まいづくり支援事業確認検査結果通知書

平成 年 月 日

【申請者】

(住 所)

(氏 名) 様

【受任者】

(住 所)

(氏 名) 様

ちばの木認証センター

会長 ○○ ○○

平成 年 月 日に実施した確認検査の結果は下記のとおりです。

記

確認検査の結果、申請どおり木材が使用されていることを認めました。

本検査結果を受け、補助金に係る木材使用量が確定した後、実績報告書（最終の木拾い表を添付）を提出してください。

なお、確認検査以降に使用される「ちばの木」については、実績報告と併せて、「ちばの木販売管理票A」を提出されるようお願いします。





## ＜参 考＞

### ちばの木認定要領 抜粋

#### 第2 定 義

##### (1) ちばの木

千葉県内の森林から、森林に関する法令に基づき適切な手続きがなされたうえで伐採された木材及び製材加工された木材製品

#### 第5 取扱事業者の審査及び結果通知

2 認証センターは、認定申請者に対し審査の結果を通知するものとする。

適の場合は、ちばの木取扱事業者認定証(別記第2号様式)(以下、「認定証」という。)を交付する。

3 認定証の有効期限は、認定した年度から2年後の年度の3月末日までとする。

### 「ちばの木の家づくり推奨店」認定制度実施要領 抜粋

#### (認 定)

第6 認証センターは、第5により提出された申請書を受理したときは、第4に定める条件等を審査のうえ、審査委員会に諮るものとする。

2 審査委員会は、適当と認めた場合はちばの木の家づくり推奨店認定証(別記様式第2号)(以下、「認定証」という。)を交付するものとする。

3 認定証の有効期限は、認定した年度から2年後の年度の3月末日までとする。

(別記第3-1号様式)

<記入例>

# ちばの木販売管理票(A)

合法木材供給事業者認定団体  
ちばの木認証センター発行

電話:0475-53-2611  
FAX:0475-53-2000

伐採地: ○△市□×町字○△

主伐材・間伐材

合法性又は合法性・持続可能性の証明方法

保安林内立木伐採許可書 森林経営計画認定書  
伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書又は  
伐採及び伐採後の造林の届出書受理通知書  
林地開発許可証 その他( )

発行番号  
(○○森林組合25-1)-(△△木材市場25-1-6)-(□□製材所25-4)-( )

下記の明細は、千葉県の上記伐採地において合法的に伐採された木材又は合法的に伐採された木材のみを原材料とした木製品等あること証明するものです。

出荷者		出荷年月日	販売先	販売品目					出荷者証明印
住所・氏名	認定番号			品名	末口径	材積	本数	長さ	
○○市○○町○○番地 ○○森林組合 代表理事組合長 森林太郎	ちばの木○○号	平成29年 3月10日	△△木材市場	ヒノキ原木 スキ原木	20~30 30~40	93.75m3 49m3	500本 100本	3m 4m	○○森林組合 の㊞
△△市△△町△△番地 △△木材市場 代表理事 山林次郎	ちばの木△△号	平成29年 3月30日	(株)□□製材所	ヒノキ原木 スキ原木	20~30 30~40	37.5m3 39.2m3	200本 80本	3m 4m	△△木材市場 の㊞
□□市□□町□□番地 (株)□□製材所 代表取締役 木材三郎	ちばの木□□号	平成29年 4月20日	◎◎建設工業(株)	ヒノキ正角(120角) スキ平角(240× 120mm)		8.64m3 5.76m3	200本 50本	3m 4m	□□製材所 の㊞

(記載上の注意)

- 1) 伐採地は、市町村、大字、字まで記入し、合法性等の証明方法欄の該当を○で囲み、その写しを添付する。
- 2) 主伐材・間伐材の該当を○で囲む。
- 3) 発行番号は、発行する管理票ごとに各出荷者が任意の番号を付け、出荷者は管理簿で管理する。
- 4) 原木は材積を必ず記入し、末口径、本数、長さ等はわかる範囲で記入する。
- 5) 管理票は「正本」を販売先に、複写した「控え」は発行者が保管し、認証センターにFAX等をする。

別記様式第1号（第5条） **記入例**

ちばの木で住まいづくり支援事業補助金交付申請書

平成29年 ○月○○日

ちばの木認証センター 会長 様

【申請者】 住 所（〒100-0000）

千葉県○○市○○町△△番地

○○マンション△△号

ふりがな  
氏 名 **山 森 太 郎** 印

電 話 **043-222-0000**

ちばの木で住まいづくり支援事業補助金を利用したいので、「ちばの木で住まいづくり支援事業交付要綱」第5条の規定により申請します。

記

1 住宅等の概要

建築（施工）場所	千葉県○○区○○町○-○-○
住宅の構造	木造軸組み工法 2階建て
延床面積	115.27平方メートル
設計又は施工業者 業 者 名 代 表 者 名 所 在 地 認 定 番 号 連 絡 先 担 当 者 名	○○○工務店 ○○ ○○ 千葉県○○区○○町○-○-○ ちばの木の家づくり推奨店認定番号： ○○-△△号 電話：043-222-0000 FAX：043-222-0001 ○△ △○
契約日（予定日）	平成29年 9月21日
上棟予定日	平成29年 10月10日予定
竣工予定日	平成30年 2月15日予定
他の補助金の状況	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 補助金等の名称：地域型グリーン化事業（地域加算なし）
納入木材業者 （予定）	木材業者名：□□木材工業(株) ちばの木取扱事業者認定番号：ちばの木 ○○○ 号 木材業者名：△△材木店 ちばの木取扱事業者認定番号：ちばの木 ○○○ 号

2 木材利用予定量等

木材の使用量を積上げにより算定する場合

区 分	④ 県産木材	⑤ その他の木材	⑥ 合 計
木 材 使 用 量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
県産木材使用割合 ①/③×100	_____ % (補助交付条件：50%以上)		

木材の全体使用量を延床面積から算定する場合（県産木材は積上げによる）

区 分	A 県産木材	B 延床面積	C 全木材使用量 (B×0.2)
木 材 使 用 量	17.12 m <sup>3</sup>	115.27 m <sup>2</sup>	23.05 m <sup>3</sup>
県産木材使用割合 A/C×100	<u>74.3 %</u> (補助交付条件：50%以上)		

3 補助金申請額

補助金額 (A×1/4)	木材購入経費 (A)
金 <u>250,000円</u> (千円未満は切り捨て)	1 見積等による証明 総額 _____ 円 又は 2 全体木材使用量 <u>23.05 m<sup>3</sup></u> × (県決定 価格 <u>51,000円</u> / m <sup>3</sup> = 総額 <u>1,175,550円</u> )

4 添付書類

委任状（様式第2号）代理申請の場合       木材使用量計算書（様式第3号）

現地案内図・各階平面図

建築確認済証の写し又は建築工事届の写し

建築工事請負契約書の写し

その他

木材使用量計算書（木拾い表）

平成29年 7月 5日

【申請者】

（住 所） 千葉県〇〇市〇〇町△△番地〇〇マンション△△号

（氏 名） 山 森 太 郎 様

【作成者】 名 称 〇〇木材工業(株)

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

所在地 千葉市△△区〇〇町〇〇番地

電 話 043-111-0000

(~~ちばの木の家づくり推奨店又はちばの木取扱事業者認定番号~~)

第 号 ちばの木〇〇号

(~~補助金交付申請書・実績報告書~~) の対象建築物に係る木材使用量については、下記のとおりです。

記

1 認証対象建築物の所在地

千葉市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

2 木材使用量の明細

(別 紙) 木材使用量計算書（木拾い表） のとおり

(別紙)

木材使用量計算書 (木拾い表) <計画・実績>

対象 部材	規格				使用数量			ちばの木 (B)
	樹種	長さ (m)	厚さ (m)	幅 (m)	数量 (本)	単体積 (m3)	使用材積 (m3) (A)	体積 (m3)
柱	スギ	6.0	0.12	0.12	4	0.0864	0.35	0.35
柱	スギ	3.0	0.12	0.12	80	0.0432	3.46	3.46
土台	ヒノキ	4.0	0.12	0.12	25	0.0576	1.44	1.44
桁	スギ	5.0	0.135	0.36	12	0.243	2.92	2.92
桁	スギ	4.0	0.12	0.24	30	0.1152	3.46	3.46
筋違い	スギ	4.0	0.045	0.12	36	0.0216	0.78	0.78
筋違い	スギ	3.0	0.045	0.12	38	0.0162	0.62	0.62
間柱	スギ	3.0	0.03	0.12	125	0.0108	1.35	1.35
根太掛	スギ	4.0	0.03	0.12	44	0.0144	0.63	0.63
野地板	スギ	2.0	0.012	0.18	490	0.0043	2.11	2.11
							115.27× 0.2	
合 計							23.05 m <sup>3</sup>	17.12 m <sup>3</sup>
B/A (%)							74.3%	

注1：作成者は、ちばの木取扱事業者又はちばの木の家づくり推奨店です。

注2：材積の表示は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めで記載

注3：実績の場合は、千葉県産材を証明する「ちばの木認証制度」の「ちばの木販売管理票A」の写しを添付してください。

注4：延床面積から算定を選択した場合には、使用材積欄の合計に計算から算定する材積（延床面積×0.2）を記載してください。